わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

別表第七の二号注2⑼中「及びイ」を「からウまで」に改め、同⑼ア中8）（注9）（注7）の次に次のように加える。

（注8）　超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは、個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

別表第八号第1中注6を注7とし、注5の次に次のように加える。

注6　協会の場合は、適宜の様式により記載すること。

別表第八号第2中注4を注5とし、注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

注3　協会の場合は、記載を要しない。

別表第八号第3に次のように加える。

注5　協会の場合は、記載を要しない。

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第二条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十七号を第三十八号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十号中「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）」を削り、同号を同条第三十一号とし、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　超高精細度テレビジョン放送　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。

第八条第六号中「超えない」を「超える場合にあっては、次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

ロ　申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

第九条第三号中「衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。」を「衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

⑴　衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

⑵　衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

第十四条（見出しを含む。）中「第九条第三号ロ」を「第九条第三号ハ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経済財政政策調整官、企画官及び専門調査官）	（企画官及び専門調査官）
第一条　大臣官房に、経済財政政策調整官一人、企画官二十一人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。	**第一条**　大臣官房に、企画官二十二人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。
2　経済財政政策調整官は、命を受けて、財務省の所掌事務のうち経済財政に関する重要事項についての調整に当たる。	［項を加える。］
3　［略］	2　［同上］
4　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百四十一号）の施行に伴い、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三及び第三十条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者